

平成20年度第3回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 平成20年12月24日(水) 午後1時30分から
場 所 水戸市笠原町978番6
茨城県庁 11階 1102共用会議室

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 平成20年12月24日(水)午後1時30分から午後2時30分
- 2 場所 水戸市笠原町978-6 茨城県庁11階 1102共用会議室

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

III 議題

別記付議案一覧表のとおり

IV 議事

1 議事の公開

都計諮問第24号から第27号の公開が決定された。

2 議事録署名人の指名

議長から議事録署名人として中崎委員と葉梨委員が指名された。

3 議案審議

【都計諮問第24号 「水戸・勝田都市計画道路の変更について」】

○議長 それでは、早速、都計諮問第24号を呈します。

まず、都計諮問第24号について事務局から説明をいただきますので、しばらくの間お聞き取りをいただきたいと思います。それでは、事務局、よろしくお願いします。

○事務局 都市計画課です。どうぞよろしくお願いいたします。

都計諮問第24号 水戸・勝田都市計画の道路の変更についてご説明させていただきます。資料は、お手元の付議案の1ページ、図面は1ページでございます。

この案件は、水戸市の千波湖北側の地区において、都市計画道路水戸駅平須線及び南町千波大橋線の変更を行おうとするものでございます。

詳細につきまして、正面スクリーンを使ってご説明させていただきます。

まず、位置関係でございます。

こちらがJRの常磐線、水戸駅、国道50号、国道349号、梅香トンネル、千波湖でございます。そして、今回、県で変更いたします都市計画道路水戸駅平須線、南町千波大橋線及びそれに伴って水戸市で変更いたします梅戸橋桜川線でございます。赤い線で示した部分が今回の変更する箇所でございます。

都市計画道路水戸駅平須線は、旧国道6号、現在は県道の水戸神栖線となっており、水

戸駅を起点に、茨城町境に至る延長約 8,510 メートルの幹線街路でございます。

本路線は、昭和 29 年に水戸駅千波線として決定され、これまでに計 12 回の都市計画の変更を経て順次整備を行ってきたところでございます。

今回の変更区間における水戸駅平須線は、県庁方面と水戸駅北口方面とを直接行き交う形状となっておりまして、南町千波大橋線とは取付道路を介した接続形状となっております。

しかし、当該区間においては、県庁方面と梅香トンネル方面とを相互に行き交う交通流動が増加していることから、現在の短い取付道路では対応できていない状況にあります。このために、交差点内で車両の流れが滞り、渋滞が発生するなど支障が生じており、円滑な交通流動の確保が必要となっております。

現在の交通量としては、県庁方面と梅香トンネル方面の交通量が 10,400 台、県庁方面と水戸駅北口方面の交通量が約 6,700 台でございますが、将来の交通量を予測しますと、それぞれ、約 11,100 台、約 3,300 台と変化する見込みでございます。

こちらが変更の対象である現在の都市計画でございます。この区間における水戸駅平須線と南町千波大橋線の取付道路の形状は現況とほぼ同じであり、先ほど挙げましたような課題に十分対応できないと想定されます。

このようなことから、円滑な交通流動を確保し、利便性、安全性の向上を図るため、都市計画の変更を行うものでございます。

変更案についてご説明いたします。

まず、接続道路を介した形状となっている現在の交差点を見直しまして、水戸駅平須線と南町千波大橋線をダイレクトに結ぶ交差点形状といたします。これによりまして、交通量の多い県庁方面と梅香トンネル方面の流動に対応し、円滑な交通流動を確保できるものと考えております。

こちらは立体的なイメージ図でございます。左側が現在の都市計画でございまして、右側が今回変更いたします都市計画案のイメージパースでございます。それぞれ市街地側から千波湖方面を望んだ方向の図となっておりまして、こちらが J R 常磐線、中央を縦に走ります道路が水戸駅平須線、下側の道路が南町千波大橋線でございます。また、右上が県庁方面、右下が梅香トンネル方面、左下が水戸駅北口方面でございます。

現在の都市計画との変更点といたしましては、水戸駅平須線と南町千波大橋線の交差点形状を変更いたします。また、これに伴い、南町千波大橋線の路面の高さに円滑に取り付けるために、J R 常磐線との交差形状をアンダー形式から橋梁形式に変更いたします。このことによって、水戸駅平須線と南町千波大橋線の道路の区域を一部変更いたします。

また、平成 10 年の都市計画法と政省令の改正により、道路については車線数を定める必要が生じたため、南町千波大橋線の車線数を 4 車線と決定するものでございます。

以上が県決定となる本案件の都市計画変更の内容でございます。

これによりまして、交通量の多い県庁方面と梅香トンネル方面の通行に際しては、これまで、2 回ずつ、右折または左折を行う必要がありましたが、今回の変更によって、1 回の右折または左折で通行できるようになり、円滑な交通流動の確保ができるものでございます。

また、水戸駅平須線と南町千波大橋線が直接的に結ばれることにより、水戸市の南北交通体系の強化が図られるものでございます。

また、昭和 16 年に国道 6 号の跨線橋として架設されました梅戸橋は、架設後 67 年が経過しており老朽化が進んでいることから、一日も早い架け替えが望まれております。

このような状況もあることから、水戸駅平須線ほか 2 路線の今回変更区間につきましては、都市計画変更後、速やかに事業に着手する予定でございます。

なお、今回の変更区間の周辺では、千波湖や公園・緑地など美しい景観が保全されていることから、新たに架設されます橋梁や道路付属物のデザイン等につきましては、周辺の景観を阻害しないよう配慮していきたいと考えております。

スクリーンは、デザイン等の検討のための素案として作成したイメージ図でございます。左上が千波大橋から千波湖・水戸市街地方面を望む現況、右下が整備後のイメージ図でございます。また、赤い線で示す部分が梅戸橋でございます。

詳細な構造、あるいはデザイン等につきましては、今後、地元の意向も踏まえながら、事業の中で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、都市計画案の縦覧の結果についてご説明いたします。

今回の変更案につきましては、平成 20 年 11 月 17 日から 12 月 1 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法の規定に基づき、水戸市へ本案件に対する意見を求めたところ、異存はない旨の回答をいただいております。

最後になりますが、市決定分の都市計画につきましては、先週 12 月 18 日に開催された水戸市都市計画審議会に諮問されて、可決・答申されておりますので、併せてご報告申し上げます。

以上で都計諮問第 24 号の説明を終わります。

.....
○議長 ありがとうございます。ただいま都計諮問第 24 号について説明をいただきました。これに対して、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。

A 委員さん。

○A 委員 私もこの道は結構使うので、渋滞の状況などよく知っておりまして、的確な改定の方向だろうと思います。

一、二点ほど確認しておきたいのですが、今度の改定によって、多分、常磐線のオーバブリッジから千波湖レベルまで落とすところで結構勾配が生ずるのかなと思います。その辺の勾配がどれくらいになるのかなということを確認しておきたいのが 1 点と、もう 1 点は、実効性というか、前の計画案は作ったけれど結局はできなかったけれども、今度はちゃんとやってくれるのでしょうかという、その辺の確認です。

○議長 今、2 件について、実効性のほうは予算関係の問題でしょうからちょっと難しいかもしれませんが、お願いします。

○事務局 お答えいたします。まず、第 1 点目の道路の構造ですが、こちらに映しておりますのが今回の計画案でございます。こちらが水戸駅平須線、それから、南町千波大橋線、

それから、市の決定になります梅戸橋桜川線でございます。

今、ご質問の常磐線を越える梅戸橋の前後の勾配でございますが、道路勾配につきましては、梅戸橋を挟んで6%という勾配になっておりまして、これは道路構造令で決められた基準の6%と同じでございます。梅戸橋桜川線との交差点部に至りますところには、ほぼフラットでございます。それから、南町千波大橋線のほうにつながる部分については2.5%ということになっております。さらに、南町千波大橋線との交差点部につきましては、道路構造令でも決められております2.5%という縦断勾配になっております。

それから、事業についてでございますが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、都市計画決定された後、今年度中に事業認可を取得しまして、来年度からは設計及び一部用地取得に入りたいと考えております。順調に進みますれば、平成22年度には工事に着工して、平成26年度ぐらいには工事を完成させていきたいというようなスケジュールになっております。

○議長 勾配等も、今説明がありましたように、あとは、A委員さんのほうから質問がありましたように、事業の遂行にはちょっと時間が、今の話ですと5年くらいかかるようですから、お待ちをいただきたいと思っております。

それはともかくとして、都計諮問第24号について、そのほかご質問があれば承ります。異議なければ、これで原案どおり可決したいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 異議なしの発言がありました。異議なしと認め、都計諮問第24号は原案どおり可決させていただきます。ありがとうございました。

【都計諮問第25号 「鹿島臨海都市計画下水道の変更について」】

○議長 都計諮問第25号を呈します。これは鹿島臨海都市計画下水道の変更についてでございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、都計諮問第25号 鹿島臨海都市計画下水道の変更についてご説明いたします。

付議案は2ページ、図面は2ページでございます。

この案件は、鹿島臨海公共下水道の排水区域を変更するものでございます。

それでは、正面スクリーンを使ってご説明させていただきます。

まず、位置関係でございますが、こちらが鹿嶋市、神栖市でございます。東関東自動車道潮来インターチェンジ、国道51号、国道124号、重要港湾の鹿島港でございます。

そして、こちらが鹿島臨海工業地帯を中心に、その周辺地域を含む鹿島臨海公共下水道の排水区域となっております。

鹿島臨海工業地帯は、鹿島港が昭和 38 年 4 月に重要港湾の指定を受け、その後、鹿島臨海工業団地造成事業等の都市計画事業が推進され、道路、公園等の整備や企業立地により、新たなまちづくりが行われてきたところでございます。

現在では、鹿島港を中核としまして、鉄鋼、石油化学などの重化学コンビナートとその関連企業約 150 社が集積し、県全体工業出荷額の約 16%を占めるなど、日本有数の工業地帯となっております。

このような中、これらの産業集積を生かした土地利用計画、交通、住宅、その他各種都市施設の総合的な計画が進められ、鹿島臨海公共下水道は、主に鹿島臨海工業地帯の汚水処理を目的として昭和 44 年 5 月に都市計画決定され、下水道事業の進捗に合わせて排水区域の拡大を行い、現在に至っております。

この地域における下水道は、主に鹿島臨海工業地帯の汚水処理を目的としまして、昭和 44 年 5 月に都市計画決定し、昭和 45 年 9 月に供用開始しました、青色でお示ししております県決定の鹿島臨海公共下水道がまずありまして、この排水区域が 4,632 ヘクタールとなっております。それからもう一つが、鹿嶋市内の汚水処理を目的として、昭和 51 年 3 月に都市計画決定をし、昭和 60 年 10 月に供用開始しました、緑でお示ししております鹿嶋市決定の鹿嶋公共下水道がありまして、その排水区域は 1,495 ヘクタールとなっております。

本案件は、これらの 2 つの公共下水道の排水区域の検討を行った結果、現在は鹿島臨海公共下水道の排水区域となっている、鹿嶋市域の赤でお示ししております泉川・長栖地区の 88 ヘクタールを、鹿嶋市の公共下水道の排水区域に変更するものでございます。

県決定である鹿島臨海公共下水道の終末処理は、こちらに位置します深芝下水処理場において行っております。

汚水処理の内訳としましては、工業地帯の各事業所から排出される産業排水が約 9 割を占めておりまして、残り 1 割が各家庭からの生活排水となっております。

それでは、整備状況につきましてご説明いたします。

まず、県決定である鹿島臨海公共下水道ですが、事業認可区域 3,889 ヘクタールに対しまして、平成 19 年度末において 3,383 ヘクタール、約 87%の整備を完了しております。鹿嶋市決定であります鹿嶋公共下水道につきましては、事業認可区域 1,444 ヘクタールのうち、同じく平成 19 年度末で 1,208 ヘクタール、約 84%の整備が完了している状況となっております。

このような状況を踏まえまして、鹿島臨海公共下水道及び鹿嶋公共下水道における排水区域のあり方を検討し、鹿嶋市決定である鹿嶋公共下水道排水区域に、住宅地や倉庫、商業施設などが立地している谷原・木滝地区 96 ヘクタールを編入するとともに、鹿嶋市内で同様に住居系市街地を構成しております泉川・長栖地区、今回の 88 ヘクタールでございますが、これについても、排水区域が隣接することになったことから、鹿嶋市決定である鹿嶋公共下水道の排水区域にすることといたしました。

以上のことから、既に県決定である鹿島臨海公共下水道の排水区域である泉川・長栖地区の 88 ヘクタールを当該区域から除外し、鹿嶋市決定である鹿嶋公共下水道の排水区域に編入するとともに、雨水についても同様に變更いたします。

本案件は、このように鹿島臨海公共下水道の排水区域を 4,632 ヘクタールから 4,544 へ

クタールに変更しようとするものでございます。

今後の泉川・長栖地区につきましては、鹿嶋市決定である鹿嶋公共下水道に位置づけたことにより、鹿嶋市の下水道事業として進捗が図れると同時に、鹿嶋市域の生活排水の処理は一元的に行えることとなります。

最後に、今回の都市計画変更案の縦覧結果等についてご報告いたします。

都市計画変更案については、平成20年10月30日から11月13日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法の規定に基づき、鹿嶋市及び神栖市に意見を求めたところ、今回の都市計画変更案に対して、異存はない旨の回答をいただいております。

なお、去る11月28日に開催された鹿嶋市都市計画審議会において、本案件で除外する泉川・長栖地区88ヘクタールの区域拡大をしようとする鹿嶋公共下水道の変更につきましては、可決・答申されております。

さらに、鹿嶋市においては、今回、排水区域の拡大を行った地区について、来年度、事業認可を取得する意向でございます。

都計諮問第25号 鹿島臨海都市計画下水道の変更についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

.....
○議長 ありがとうございます。ただいま鹿島臨海都市計画下水道の変更についての説明をいただきましたが、これについて、委員の皆さんからご発言をいただきたいと思えます。

A委員さん。

○A委員 ごく簡単なことなのですが、この編入によって、住民の方々の料金負担とか、そういう面から見るとどういふことが起こるのでしょうか。下水道料金が安くなるとか高くなるのか、そういうことは起こるのですか。

○事務局 お答えいたします。具体的には、市のほうでルールを定めておりませんので、一概には言えませんが、もし今の計画で鹿嶋市の排水を県の公共下水道が受け入れるとすると、県の公共下水道のほうで処理費用の負担をしなければならないということが生じてきますので、鹿嶋市のほうの料金は高くなるのではないかと考えられます。

○A委員 鹿嶋市の公共下水道に編入すると、むしろ下水道料金は安くなるのではないか、というのが、今おっしゃられたことですか。

○事務局 そうです。

○議長 そのほか、委員さん、ご発言、ご質問をちょうだいしたいと思います。

それでは、B委員さん、お願いします。

○B委員 この地図を見ますと、鹿嶋市は鹿嶋市浄化センターが終末処理ということになるわけですね。

○事務局 はい。

○B委員 それから、県のほうは深芝下水処理場で処理しているということになっているわけですね。

○事務局 はい。

○B委員 今回、県と市とに分かれる動機というのは、鹿嶋市にあるものは鹿嶋市で処理したいと。それは分離して鹿嶋市のほうに持っていき、神栖市のほうだけが県の下水道の排水区域に残るということになるのでしょうかね。

○事務局 はい、そうです。

○B委員 これは、先ほどA委員に対する答弁があったとおり、鹿嶋市ではもう負担したくないというようなことからこういうことになったのでしょうか。その動機というのとはどういうことなのでしょうか。

○事務局 今回の谷原・木滝地区という88ヘクタールの部分と、それから、現在鹿嶋公共下水道が処理している部分の間の集落に、新たに鹿嶋市が独自で区域を編入します。従来、この緑の部分が鹿嶋公共下水道の排水区域として整備をしていたところですが、鹿嶋市の鹿嶋公共下水道がまず単独で、この赤い部分を緑の部分と一体的に排水区域として都市計画決定するという事情が生じました。そうしますと、今回の88ヘクタールの部分が鹿嶋市の公共下水道に隣接することになりますので、この区域を県と市のどちらで処理するのが妥当なのか、有利なのかという検討をしたというのが、そもそものきっかけでございます。

結果としまして、鹿嶋市の公共下水道側で試算しますと、この区域を鹿嶋市側に入れたほうが、具体的に言いますと、鹿嶋市の投資額が約2,000万円ほど少なくて済むということがわかりました。

さらに、従来ですと、鹿嶋市であるにもかかわらずこの部分だけが、別管理者の下水道のほうで処理されるということで、鹿嶋市民としては二通りのシステムで二通りの料金体系になるということも懸念されますが、鹿嶋公共下水道へ編入したほうが経済的で有利であるうえに、鹿嶋市が一元的に同じルールのもとで管理したほうがよりよいのではないかとということで、鹿嶋市のほうに編入するということになりました。

○議長 C委員さん、お願いします。

○C委員 今回除外される区域というのは、鹿島臨海公共下水道で整備するということがあったと思うのですが、整備進捗状況というか、もう既に何らかの形で進んでいた形になっているのですか。それが進んでいたとすると、埋設された管や何かと一緒に鹿嶋公共下水道に変わるということになるのですか。その辺をちょっと教えてください。

○事務局 今回の88ヘクタールについてでございますね。ここについてはまだ一切整備はなされておりません。

○C委員 わかりました。ありがとうございました。

○議長 そのほかいかがでしょうか。

ご質問がなければ、都計諮問第25号について、原案どおり可決ということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 ありがとうございます。それでは、都計諮問第25号については原案どおり可決いたします。

【都計諮問第 26 号 「つくばみらい都市計画下水道の変更について」】

○議長 続いて、都計諮問第 26 号を呈します。これまた、事務局のほうから、つくばみらい都市計画下水道変更についての説明をいただきます。お願いします。

○事務局 それでは、都計諮問第 26 号 つくばみらい都市計画下水道の変更についてご説明いたします。

付議案は 3 ページ、図面は 3 ページでございます。

この案件は、つくばみらい市公共下水道の排水区域を変更するものでございます。

詳細につきましては、正面スクリーンを使ってご説明させていただきます。

まず、位置関係でございます。こちらがつくばエクスプレス、みらい平駅、常磐自動車道、県道つくば野田線、国道 294 号でございます。

本公共下水道の排水区域は、旧谷和原村の市街地と伊奈谷和原丘陵部地区及び両地区を結ぶ幹線道路周辺の既存集落であり、青で示している区域です。

次に、つくばみらい市公共下水道の経緯についてご説明いたします。

つくばみらい市公共下水道は、その前身である谷和原村公共下水道が昭和 60 年 1 月に都市計画決定されましたが、その後、谷和原村と伊奈町にまたがる伊奈谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業区域の排水を受け入れるため、谷和原・伊奈公共下水道として平成 5 年 1 月に都市計画決定をいたしました。以後、鋭意整備を進め、事業の進捗に合わせて平成 10 年 4 月にも一部排水区域を拡大し、現在の排水区域に至っております。

また、伊奈町及び谷和原村の合併に伴い、平成 20 年 7 月に名称をつくばみらい市公共下水道と変更しました。

本公共下水道の排水区域は、つくばみらい市 764 ヘクタール、守谷市 6 ヘクタール、合わせて 770 ヘクタールとなっております。そのうち 88%の 680 ヘクタールの区域で事業認可を取得しており、そのうちの 83%に当たる 564 ヘクタールについて整備が完了しております。

今回、整備の進捗を踏まえ、下水道全体計画区域のうち、都市計画決定のされていない既存の集落のうち 2 地区において排水区域を拡大し、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、鬼怒川及び小貝川を初めとする公共水域の水質保全を図ろうとするものです。

それでは、拡大する 2 地区についてご説明いたします。

まず、南地区についてですが、伊奈・谷和原丘陵部地区の北側に位置します既存の集落地区でございまして、そのうち 14 ヘクタールについて排水区域を拡大するものでございます。

本地区は、既に整備に着手している都市計画道路東櫛戸・台線の沿線に位置しておりま

して、下水道の管渠と街路の工事を同時期に行うことが可能となっております。

次に、小張地区ですが、伊奈・谷和原丘陵部地区の東側に位置する既存の集落地区であり、そのうち約2ヘクタールにおいて排水区域を拡大するものでございます。

今後、この2地区については事業認可を取得し、速やかに整備を図ることとしております。

以上のことから、南地区14.2ヘクタール、小張地区2.2ヘクタールを追加し、つくばみらい市公共下水道の区域を770ヘクタールから786ヘクタールに変更しようとするものでございます。

続きまして、縦覧結果についてご説明いたします。

この変更案について、平成20年10月27日から11月10日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法の規定に基づき、つくばみらい市及び守谷市へ本案件に対する意見を求めたところ、異存はない旨の回答をいただいております。

都計諮問26号の説明は以上でございます。

.....
○議長 ありがとうございます。ただいま都計諮問第26号のつくばみらい都市計画の下水道の変更について説明をいただきました。これについて、各委員さんのご発言、ご意見をちょうだいしたいと思います。

D委員さん、どうぞ。

○D委員 変更前が770ヘクタール、変更後は786ヘクタールですね。ここの南地区と、それから、小張地区を足すと16.4ヘクタールですね。ですから、770ヘクタールに16.4ヘクタールを足すと786.4ヘクタールになるのですが、786ヘクタールでいいのですか。0.4ヘクタールの誤差がありますが。

○議長 足し算、よろしいでしょうかということです。

○事務局 都市計画の図書の表記の仕方としまして、数値基準がございまして、下水道の排水区域につきましてはヘクタール単位で丸めるという基準になっておりまして、端数を切り捨てております。

○議長 そのほか、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

それでは、E委員さんお願いします。

○E委員 公共下水道の排水区域を拡大することは、ここに書いてあるような、健全な発展とか水質の保全とかという意味ではいいのですが、今度、事業性から見ると、こういう集落まで入れたときに、実は公共下水の下水道料金で全事業をカバーしなければいけないのですが、実際はかなり負担ができなくて、一般財源から持ち出しているのです。そういう意味では、こういうところをつなげるのは、つなげたほうがいいのか、あるいは合併浄化槽とか何か独立単体でやったほうがいいのかという事業性のほうの検討はどれくらいされたのでしょうか。これは全国の問題なのです。各市町村は下水道事業の負担で、今、ものすごく逼迫しているのです。そういう意味では、それをやったほうがいいのかどうか。都市計画としてはこういうふうにしたほうがいいのかというのはよく言えるのですけれども。

○事務局 お答えいたします。合併浄化槽との経済比較を行って検討しまして、この地区に関しては公共下水道のほうが合併浄化槽よりも安いということが出ておりまして、公共下水道のほうを選択したと聞いております。

○E委員 それはそうなのですが、では、こっちの下水道になったときの回収率はどれぐらいなのですか。つくばみらい市の公共下水道の下水道料金で、取るべき料金と取れている料金の間がどれくらいですか。多分、80%とか70%とか、そういうオーダーではないかと思うのですけれども。

○事務局 つくばみらい市全体でございますが、いわゆる接続率が今84.3%という数字でございます。

○E委員 接続ではなくて、料金の回収率、そういうのが別にインデックスとしてあるのですよ。

○事務局 今、手元に数字がございませんので、調べてご回答させていただきます。

○議長 そのほか、第26号に関してのご意見を承りたいと思います。

それでは、数値については、事務局のほうで後ほどE委員さんに報告をしていただければと思います。そのほか、ご意見がなければ、第26号に対して決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 それでは、原案どおり可決をさせていただきます。ありがとうございました。

【都計諮問第27号 「東海村における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

○議長 続いて、都計諮問第27号を呈します。これも事務局のほうから説明をいただきたいと思います。東海村における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無についてでございます。それでは、事務局、お願いします。

○事務局 建築指導課です。よろしくお願いたします。

それでは、都計諮問第27号についてご説明いたします。

お手元の付議案の4ページ、付議案図面4-1、4-2ページをごらんいただきたいと存じます。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく廃棄物処理施設に係る許可に伴い、その敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

申請者は、株式会社東海クリーン、代表取締役沼田元良でございます。同企業は、廃棄物の収集・運搬・処理・処分を事業内容として、平成18年12月に設立されております。

今般の許可申請に係る事業計画でございますが、建築物の解体工事現場等から発生した建設系廃棄物を破碎・焼却処理を行い、廃棄物の適正処理とともに、資源の有効利用及びごみの減量化に資する処理施設を建設しようとするものでございます。

処理施設は、破碎機を1台、焼却炉を2台設置いたします。

処理能力につきましては、破碎機が1日当たり8時間稼働で60トン、焼却炉が1日当たり24時間稼働で50トンのものと40トンのものがございます。

したがって、破碎機及び焼却炉の処理能力が1日当たり5トン以上となることから、建築基準法による許可を要するものでございます。

次に、申請地の位置についてご説明いたします。付議案図面の4-1とあわせて正面のスクリーンをご覧ください。

申請地の位置する東海村は、県の中央部に位置し、村の北部は久慈川、東部は太平洋に面し、原子力関連施設が多数立地する状況となっております。

鉄道といたしましては、JR常磐線東海駅、幹線道路といたしましては、国道6号、国道245号、主要地方道常陸那珂港山方線等がございます。東海村役場はこちらの位置になります。

なお、お手元の付議案図面4-1は、正面スクリーンのこちらの部分を切り取ったものでございます。

申請地は東海村の南部に位置し、東海村役場からは南へ約3キロメートルの地点にございます。申請地は平原南部工業団地内に位置し、申請地を含めたこちらが工業専用地域、こちらが工業地域となっており、周辺には工場が多数立地しております。

また、申請地の北側近接地には申請者の関連企業が既に立地し、建設系廃棄物の破碎処理を行っております。

次に、土地利用計画等についてご説明いたします。付議案図面の4-2と併せて正面のスクリーンをごらんください。図面の上側が北となります。

敷地面積は8,772.87平方メートル、敷地へは東側の村道幅員9.4メートルから出入りいたします。また、敷地の外周部には緑地帯を配置いたします。

建築物といたしましては、事務所棟、鉄骨造2階、延べ面積約370平方メートル、廃棄物保管棟、鉄骨造3階、延べ面積約820平方メートル、灰保管棟、鉄骨造1階、延べ面積約180平方メートル、破碎施設棟、鉄骨造1階、延べ面積約500平方メートルの計4棟でございます。4棟ともに今回新築をいたします。破碎機は、建築物内のこの位置に配置されます。焼却炉はこの位置に配置され、煙突はこの位置になります。

現地の状況でございますが、正面スクリーンの現況写真は、前面道路の村道から計画地の出入口付近を撮影したものでございます。

次に、廃棄物処理のフローについてご説明いたします。申請地東側の出入口より敷地内に搬入された廃棄物は、計量した後、直接焼却処理を行うものと破碎処理を行うものとに分けられ、それぞれ建築物内の保管場所に保管された後、破碎したものは一部焼却処理を行い、その他は再利用するものや有価物として販売するもの、最終処分場へ搬出するものにそれぞれ分けて排出いたします。

詳細フローについてご説明いたします。破碎処理につきましては、選別をした後、破碎

処理を行い、焼却するものとそれ以外に区別し、焼却しないもののうち、廃プラスチック類は固形燃料化を行う施設へ搬出し、金属くず、紙くず、木くずは有価物として専門業者へ販売いたします。それ以外は安定型の最終処分場へ搬出いたします。

焼却処理につきましては、直接焼却するものと破碎後焼却するものがございますが、ともに焼却した後、燃え殻やばいじんで再利用可能なものはセメント会社に搬出いたします。それ以外は管理型の最終処分場へ搬出いたします。

これらの処理施設の技術的な詳細事項、生活環境影響評価等につきましては、別途、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理施設の所管部局の審査を受けております。なお、生活環境影響評価につきましては、後ほどご説明申し上げます。

次に、想定される搬入、搬出ルートについてご説明いたします。搬入及び搬出とも、村道 0105 号線から工業団地内の村道を経由して、敷地が面する道路を利用いたします。すべて舗装され、十分な幅員を有しており、通行上特に支障はございません。

廃棄物の搬入量につきましては、月間 3,020 トンを見込んでおります。排出事業者の 83% は県内の事業者であり、1 日当たりの搬入車両、搬出車両台数は、合計で 10 トン車が 20 台、4 トン車が 22 台程度見込んでおります。

次に、排水計画についてご説明いたします。排水計画につきましては、敷地内の側溝を経由し、油水分離槽を経て工業団地の調整池において流量調整した後、真崎浦土地改良区の南新川へ放流いたします。放流については、水利権者である土地改良区から同意を得ております。

また、こちらの焼却炉のあるエリアの雨水については、焼却炉の冷却水に再利用し、敷地外へは放流いたしません。

なお、汚水・生活雑排水につきましては、公共下水道にて処理いたします。

申請地及びその周辺地区につきましては、既に工業専用地域として指定を受け、今後の計画においても、東海村の総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープランにおいて、工業地、工業ゾーンなどとして位置づけられております。

また、本案件の許可申請に際して、東海村長から副申書が知事に提出されております。副申書の内容でございますが、本事業計画について、都市計画上支障がある、施設の建設に反対である旨の意見はございませんでした。

また、施設の建設に当たって、周辺 4 地区から同意を得るよう要望がございましたので、ここで、先ほどの生活環境影響調査の結果とともに、地域住民との合意形成に関する状況につきまして、生活環境部廃棄物対策課からご説明をさせていただきます。

○事務局 廃棄物対策課です。よろしくお願いたします。

まず、環境影響調査の結果についてでございますが、事業者から提出されております資料に基づいてご報告をいたします。

なお、環境影響調査につきましては、廃棄物処理法の許可申請に基づいて詳細に審査を行ってまいります。

正面のスクリーンをご覧ください。本案件の環境影響調査につきましては、項目といたしまして、大気汚染・騒音・振動・悪臭を選定しております。

まず、大気汚染の予測結果数値でございます。正面のスクリーンに表示してございます

が、大気拡散予測により、予測された各汚染物質濃度はバックグラウンド濃度とほとんど差がなく、環境基準等を下回っておりますことから、施設稼働後についても周辺環境への影響は軽微であると評価されております。

次に、騒音・振動・交通の予測結果数値につきましては、正面スクリーンに表示してございますが、敷地境界、それから、環境、交通、それぞれの騒音・振動レベルともに、施設稼働後についても各基準を下回っております。

次に、悪臭の予測結果数値につきましては、同じく正面スクリーンに表示してございますが、拡散予測にて予測された各悪臭物質濃度はバックグラウンド濃度と差がなく、規制基準を下回っていることから、施設稼働後についても周辺環境への影響はほとんどないというふうに評価をされております。

続きまして、地域住民との合意形成に関する状況につきましてご説明いたします。茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第 10 条第 1 項におきまして、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、産業廃棄物処理施設の設置の計画を策定した段階から、地域住民に当該計画の内容を周知させ、その合意形成を図るように努めなければならないと定められております。この条例の規定を受けまして、茨城県の廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領においては、同意取得の範囲といたしまして、原則として半径 300 メートル以内に居住する住民、事業所、敷地に隣接する土地の所有者、排水等を放流する水路等の管理者と定めております。すべて同意を取得しております。

また、東海村からの要望といたしまして、周辺 4 地区の同意を得るようご意見がございましたが、4 地区のうち 1 地区からは同意を取得、2 地区とは公害防止協定を締結しております。残り 1 地区につきましては、同意は得てはおりませんが、地元から反対等の意思表示はございません。

以上のような経過から、県といたしましては、本事業計画については地域住民との合意形成が図られていると判断しておるところでございます。

なお、現在、同意が得られていない地区につきましては、同意が得られるよう、今後も事業者を指導してまいります。

○事務局 都計諮問第 27 号について、ご説明は以上でございますが、先ほどご説明申し上げましたように、本案件の敷地は、昨年 12 月の平成 19 年度第 4 回都市計画審議会におきまして可決・答申いただきました都計諮問第 3 号 東海村における廃棄物処理施設の敷地と同じ平原南部工業団地内に位置しております。つきましては、昨年に可決・答申いただきました案件のその後の経過及び現状等につきましてご報告をさせていただきたいと存じます。

平成 19 年 12 月 25 日付の可決・答申後、平成 20 年 1 月 8 日付をもって建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき許可したところでございますが、現地においては、敷地外周に仮囲いが設置されているものの、現在のところ施設の工事着手には至っておりません。

また、地元住民と事業者との間で合意形成が図られるよう指導を行っておりますが、現在、事業実施をめぐる係争中であり、公害防止協定の締結等には至っておりません。

県といたしましては、本審議会からお示しいただいた付帯意見を十分踏まえまして、付近住民に不安を与えることのないよう、今後も引き続き事業者を指導してまいり所存でござ

ざいます。

説明が長くなりまして恐縮でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

.....

○議長 ありがとうございます。今、事務局から説明がありました、去年の12月まで4回にわたって皆さんにご討議いただいた敷地は、この工業団地の中の一部ということで理解をしていただければと思います。

それでは、各委員さんのご意見、ご発言を承りたいと思います。いかがでしょうか。

これは東海村のほうは同意が出ているのですね。

○事務局 反対という意見は提出されてございません。

○議長 出ていないのですか。

それでは、委員さんのご発言はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 それでは、都計諮問第27号については異議なしということでございますので、支障なしということで決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 それでは、都計諮問第27号については、支障なしということで決定させていただきます。

それでは、都計諮問第24号から第26号については原案どおり可決、都計諮問第27号については支障なしということで、本日付をもって知事に答申をいたします。

長時間ありがとうございました。

— 閉 会 —

別記

平成20年度第3回茨城県都市計画審議会 委員出欠状況

組織	職名	氏名	出欠
学識経験のある者	弁護士	大津 晴也	出席
	筑波大学名誉教授	黒川 洸	出席
	前・茨城大学副学長	山形 耕一	出席
	一級建築士	中崎 妙子	出席
	茨城県農業会議会長	葉梨 衛	出席
	茨城県経営者協会副会長	幡谷 浩史	出席
	茨城県バス協会会長	須田 哲雄	出席
市町村の長を代表する者	龍ヶ崎市長	串田 武久	欠席
	阿見町長	川田 弘二	出席
県議会の議員	茨城県議会議員	山口 武平	出席
	茨城県議会議員	関 宗長	出席
	茨城県議会議員	飯野 重男	出席
	茨城県議会議員	鶴岡 正彦	出席
	茨城県議会議員	西條 昌良	出席
	茨城県議会議員	長谷川 修平	出席

組織	職名	氏名	出欠
市町村の議会議長を代表する者	水戸市議会議長	伊藤 充朗	出席
	利根町議会議長	岩佐 康三	出席
関係行政機関の職員	関東財務局 水戸財務事務所長	工藤 均	代理 管財課長 久保田 清美
	関東農政局長	荒木 喜一郎	代理 農村振興課課長補佐 久保 浩昭
	関東経済産業局 総務企画部長	滝本 徹	代理 総務企画部総括係長 鈴木 正樹
	関東運輸局長	福本 秀爾	代理 茨城運輸支局長 矢田 淑雄
	関東地方整備局長	菊川 滋	代理 常総国道事務所長 小輪瀬 良司
	茨城県教育長	鈴木 欣一	代理 文化課長 石橋 丈夫
	茨城県警察本部長	小風 明	代理 交通規制課長 岡崎 洋治

出席 23名	} 24名
欠席 1名	

